

令和6年1月1日の能登半島地震は、地域を指定しない激甚災害と指定されました。したがって、火災共済の必要書類は、地域に関わらず①給付請求書、②住宅災害状況報告書、③自治体発行の住宅の「罹災証明書」の3点です。(2024年1月11日追記)

国公共済会発第12号
2024年1月4日

各 単組本部 御中

日本国家公務員労働組合連合会共済会

国公共済会の「地震見舞金制度」のお知らせと当面の対応について

日頃より共済事業運営にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、1月1日(月)16時10分頃、石川県能登地方において最大震度7の地震が発生しました。

被災された組合員とご家族、被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

国公共済会の火災共済制度には「地震見舞金制度」があります。各単組本部におかれましては、「地震見舞金制度」の内容と下記の当面の対応について、各級機関、組合員(加入者)への周知をお願いします。

記

1 地震見舞金の給付対象について

地震見舞金は火災共済に自動付帯しているものであり、火災共済加入者を対象に給付されます(火災共済事業規約第28条)。

なお、加入物件のうち組合員本人または同一生計の親族が居住する建物が損害を受けた時は対象となります。ただし、家財のみの被害と、空家、貸家は給付対象外となります。また、家財のみ加入の場合も、建物の損害に応じて給付されますが、最高限度額は15万円です。借家で建物契約があっても、家財のみ加入として取扱います。

2 地震見舞金の請求に必要な書類について

地震見舞金の請求については、①給付請求書、②住宅災害状況報告書、③自治体発行の住宅の「罹災証明書」、④写真、⑤間取図、⑥見積書が必要です。

ただし、「令和6年能登半島地震」で激甚災害に指定された地域においては、被災者の負担を軽減するため④、⑤、⑥は不要とすることを常任運営委員会で確認しました。したがって、激甚災害指定地域の必要書類は、①給付請求書、②住宅災害状況報告書、③自治体発行の住宅の「罹災証明書」とします。

「罹災証明書」については、請求の受付を短期間で打ち切る自治体がありますので、早めに請求をお願いします。また、被害が甚大な自治体ほど発行が遅れる場合がありますが、地震見舞金の請求の時効は3年間ありますので、「罹災証明書」発行後に請求をお願いします。

す。

また、火災共済事業規約第31条に、「損害が生じたことを知った日から30日以内に共済金給付請求書等を提出しなければならない」とありますが、この規約は証拠書類の散逸を防ぐことが主たる目的ですので、地震見舞金が不給付となったり削減されたりすることはありません。なお、「住宅災害状況報告書」はご自分で記入するものですので、記入でき次第、国公共済会にFAX（03-3580-2885）で送付してください。

3 一部壊の「罹災証明書」を発行しない自治体の取り扱いについて

過去の例では、「罹災証明書」で一部壊の損害区分の証明発行を行わない自治体がありました。そのような場合は、国公共済会にお問い合わせください。

4 地震による被害があった住宅が余震によって被害が生じた場合の取り扱いについて

本震で「一部壊」となった住宅がさらに余震で別の部分に「一部壊」が生じる場合があります。このように一連の地震（余震）による被害の場合、一番損害の程度のひどい状態で給付することとします（「一部壊」で見舞金を支払った住宅が、後日、余震により「半壊」となった場合は差額を支払います）。

注：被害を受けた住宅を元に修復（応急修理を除く）後に余震で被害があった場合は、別の被害として請求できます。

5 地震被害地からの火災共済新規加入・増口の申し込みの取り扱いについて

明らかに被災地であることがわかっている地域（原則、気象庁の地震情報（震源・震度に関する情報）で震度4以上が観測された地域、市町村）からの新規加入申込については、国公共済会から被災に遭っていないことを確認させていただきます。

地震被害を受けた物件については、修復後（応急修理除く）であれば新規加入・増口を認めます。

また、継続手続き（7月更新）で震度4以上の地域に居住されている方が新規申込・増口してきた場合や、地震見舞金を受けた方が増口してきた場合、国公共済会から修復状況について後日問い合わせをさせていただきます。修復前の場合は、新規加入の場合には加入取消に、増口の場合には増口を取り消して従前の加入口数に戻す取り扱いとします。

6 慶弔共済の給付について

慶弔共済の住宅災害見舞金の給付対象となります。

7 その他

この他、特別な取扱いが必要な事例が生じたときは、運営委員会等で確認の上対応することとします。

以 上

【参考】

火災共済事業規約第 28 条

(2) 地震によって、第 6 条第 2 項第 1 号に規定する会員または親族が居住する住宅（共済契約の口数算出の基礎となる居住部分に限る。貸家および空家契約は除く）が損害を受けた場合は、「地震の損害にたいする見舞金の給付基準」による見舞金を給付する。また、地震見舞金の給付には、「前年度の火災共済掛金収入の総額の 5 %」相当額を充て、なお不足する場合は「災害給付準備金」の積み立て額、「異常危険準備金」の順で充てることとし、1 事業年度内における見舞金の総額は、この 3 つを合計した額の範囲内とする。見舞金総額がこれを超えるときは、運営委員会の議決により、前記合計額の範囲で按分給付するものとする。

〈地震の損害にたいする見舞金の給付基準〉

損害区分	1 口当たり見舞金額	最高限度額	家財のみ加入の時
全 壊	100 口まで 10,000 円 101 口以上 5,000 円	300 万円	一律 15 万円
半 壊	100 口まで 5,000 円 101 口以上 2,500 円	175 万円	一律 7.5 万円
一部壊	1,000 円	60 万円	一律 3 万円

注 損害区分は自治体発行の住宅の「罹災証明書」による。

- ①全壊とは、罹災証明書の全壊をいう。
- ②半壊とは、罹災証明書の大規模半壊・中規模半壊・半壊をいう。
- ③一部壊とは、罹災証明書の準半壊・一部損壊をいう。

注 地震には津波、火山の噴火をふくむ。

(3) 共済の目的である住宅の災害（火災等、風水害等、地震等）にともない、組合員または第 6 条第 2 項第 1 号に規定する親族が死亡した場合は、1 人につき 3 万円の見舞金を給付する。